

すくすくいなっ子 給食費完全無償化事業



1 「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業」とは

この事業は、令和2年4月から幼児教育・保育の保育料無償化に加え、猪名川町として更なる子育て支援策により、子育てしやすいまちづくりを実現するため、子どもたちの健やかな発育・発達の重要な要素となる「食」を町が全面的に支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、本町在住の3歳児から5歳児※1までの給食費（主食費・副食費）を完全無償化とします。

※1 各年4月1日時点における年齢要件を満たしていること。満3歳児クラスの利用は対象外。

2 実施方法 及び 必要な手続き 等

利用施設	給食費完全無償化の実施方法	提出書類等
・町立保育所 ・町立幼稚園4園	給食費の保護者負担を免除	手続き不要 ※2
・私立保育所・町外公立施設 ・私立認定こども園 ・私立幼稚園	町が保護者に代わり、毎月の給食費を利用施設に支払い（助成）	「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業 申請書 兼 同意書（施設法定代理受領用）」を提出

※2 町立施設の利用者には、給食費免除（国制度の副食費免除を含む）の通知は送付しません。

【対象給食費】

各園の定める給食費（週当たり実施日数、給食費金額は園や認定区分により異なる）※3

1号認定・新1号認定・新2号認定：給食（昼食にかかる給食費のみ）

2号認定：給食（昼食にかかる給食費 及び 保育認定時間に係るおやつ・補食等）

※3 通常の教育・保育時間にかかる食事の提供に要する費用とし、園で実施するクッキング等の食材費や預かり保育・延長保育にかかるおやつ・補食等の費用は対象外

【町立施設（猪名川保育園及び町立幼稚園4園）を利用の場合】

保護者からの毎月の給食費の徴収を免除します。保護者からの申請等の手続きは不要です。
ただし、他市町へ転出をした場合は、転出日以降の給食費は保護者に負担していただきます。

3 問い合わせ先（事業の詳細等）

【問い合わせ先】

猪名川町 生活部こども課（子育て支援担当）TEL：072-767-7477
事業の詳細等については、猪名川町 HP にも掲載をしています。

